

第 31 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 2 9 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 8年 1月29日(木) 15時30分～15時59分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

●出席委員

1番	島部 亨	3番	中捨 雅裕	4番	嶋崎 敏文	5番	野澤 修治
6番	盛田 義政	7番	山川 直孝	8番	小林 幸雄	9番	土屋 克彦
10番	松久 和明	11番	珠玖 春美	12番	鳥本 和則	13番	高橋 仁
14番	栗野 秀明	15番	堀井 和宏	16番	道下 勇治	17番	横溝 勲

●欠席委員

2番 平林 浩哉

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏

●議事録署名委員

3番 中捨 雅裕 4番 嶋崎 敏文

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、3番 中捨委員、4番 嶋崎委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、土屋あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。1月21日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、島部会長、中捨委員、嶋崎委員、山川委員、そして私土屋、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番から番号3番は、売買でのあっせん成立、番号4番については賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、土屋あっせん委員長より説明のありました報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北伏古東15線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積19,843㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積14,446㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年12月25日、土地の引渡しの時期は令和7年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町新生南5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積92,821㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和8年1月6日、土地の引渡しの時期は令和8年1月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町渋山11線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積106,933㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年12月31日、土地の引渡しの時期は令和7年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生南5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積92,821㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、芽室南小学校から東へ約1km、道路北側に位置している農地です。借人は、農業に従事して15年が経過し、小麦やスイートコーンなどの野菜を栽培しており、直売所への出荷にも力を入れています。今では、家族経営の中心的な役割を果たしており、地域からの理解も得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号150番から整理番号167番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財

団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

【整理番号150番】土地の所在は、芽室町北伏古東15線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積19,843㎡を賃貸借するものです。

【整理番号151番】土地の所在は、芽室町北伏古東15線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積19,843㎡を賃貸借するものです。

【整理番号152番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積37,443.66㎡を賃貸借するものです。

【整理番号153番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積37,443.66㎡を賃貸借するものです。

【整理番号154番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積17,106㎡を売買するものです。

【整理番号155番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線、公簿・現況地目とも畑、面積5,753㎡を売買するものです。

【整理番号156番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線、公簿・現況地目とも畑、面積11,353㎡を売買するものです。

【整理番号157番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積14,446㎡を売買するものです。

【整理番号158番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積14,446㎡を売買するものです。

【整理番号159番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積52,999㎡を賃貸借するものです。

【整理番号160番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積37,271㎡を賃貸借するものです。

【整理番号161番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,697㎡を賃貸借するものです。

【整理番号162番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,335㎡を賃貸借するものです。

【整理番号163番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積15,866㎡を賃貸借するものです。

【整理番号164番】土地の所在は、芽室町平和西15線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積47,158㎡を売買するものです。

【整理番号165番】土地の所在は、芽室町平和西13線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積75,313㎡を売買するものです。

【整理番号166番】土地の所在は、芽室町平和西14線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積69,047㎡を売買するものです。

【整理番号167番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積63,864㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号150番から整理番号167番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号150番から整理番号167番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号150番から整理番号167番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第31回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（15時59分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8年 1月 29日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員